

「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」の
一部改正（案）に対する意見の概要及び神戸市の考え方

- ・意見募集期間 : 令和4年6月16日（木）～ 令和4年7月15日（金）
- ・意見提出合計 : 1通2件
- ・今回の一部改正（案）に関する意見の概要及び神戸市の考え方：以下のとおり

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	申込書には祖父母の状況を記載する欄があるが、祖父母の状況を記載させるならば、祖父母の支援状況を点数に反映させるべきである。	現行の利用調整基準において、「児童を同居の親族（65歳未満の者に限る。）に預けることが可能である場合」には△3としており、祖父母の支援状況を点数に反映させています。
2	就労の状況は、育児休業復帰後の勤務スタイルで記載した方が平等である。	利用調整基準における就労状況は、就労時間により点数差を設けていますが、その就労時間は、時短勤務等の個人の選択により利用できる時間ではなく、雇用契約上の就労時間を基準としています。 既に、正規非正規や職種等の差は設けていませんが、近年リモートワークなど多様な働き方が広まっていることから、今回の改正で、「居宅外」と「居宅内」を「就労」で統一することにしました。